

(注) この委任状は委任者本人がすべてを自署してください。

必ず、※の【該当箇所】に○を記入してください。

記載事項に不備がある場合は受理できませんので、ご了承ください。

マイナンバー記載の住民票の請求は即日交付できません。(郵送で委任者に直接交付)

詳細については右側QRコードより町ホームページを確認いただくか、職員にお尋ねください。



委任状

(代理人)

| | |
|------|----------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 大正・昭和 平成・西暦 年 月 日 |

私に係る

※【住民票・戸籍・税証明・住所異動】申請につき、

上記の者を代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

(あて先) 富士河口湖町長

令和 年 月 日

(委任者)

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 法人のみ押印 (社印) ※ |
| 生年月日 | 大正・昭和 平成・西暦 年 月 日 |
| 電話番号 | |
| マイナンバー (個人番号) | 必要・不要 ※記載がない場合はマイナンバーなしのものを交付 |

代理人によるマイナンバー記載の住民票の 交付請求について

代理人がマイナンバー（個人番号）記載の住民票を請求した場合、**即日交付はできず、委任者本人の住民登録地に送付するようになります。**

代理人に直接交付することはできません。

大切なマイナンバーが代理人に知られないようにするためですので、ご理解をお願いいたします。

必要なもの

① 申請書

窓口に用意してあります。富士河口湖町ホームページからもダウンロードできます。

② 委任状

必ず「マイナンバー(個人番号)の必要の有無」を選択してください。

記載がない場合は、マイナンバーが省略された住民票を交付します。

委任状は、委任者本人が必ずご記入ください。様式はこの用紙の表面をご利用ください。ホームページからもダウンロードできます。

③ 送付用の封筒

委任者のご住所を記入してください。委任者の住民登録地以外にお送りすることはできません。特殊な事情がある場合にはご相談ください。

④ 郵送のための切手

簡易書留を推奨しています。簡易書留で送付する場合は普通郵便代のほか、簡易書留代分の切手もご用意ください。

(例) 普通郵便(定形) 110円 + 簡易書留 350円 = 460円 (R7年1月時点)

⑤ 代理人の本人確認書類

運転免許証やパスポートなど、官公庁から発行された書類で、顔写真付きのものは1点。ない場合は、保険証と預金通帳など2点以上の確認となります。